



えひめ発の地方創生実現に向けた提言 第5版

～ 実効性のある地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略推進のための地方分権・規制改革 ～

令和元年7月
愛媛県行政改革・地方分権推進プロジェクトチーム



目次

はじめに	1
提言項目一覧	2
1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて	
(1) 地方創生の取組みを加速させるために	3
(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し	8
(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和	9
(4) 国主導で導入が進められている制度等への財源措置	10
2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために	
(1) 産業力の強化と成長産業の育成	11
(2) にぎわいの創出による交流人口の拡大	13
3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生き育てるために	
(1) 子ども・子育て支援の充実	14
(2) 子どもや親子に安心な環境の整備	15
4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために	
(1) 安心できる環境の整備	18
(2) 心豊かに暮らせる地域づくり	26
(3) 地域連携による協働のきずなづくり	27

はじめに

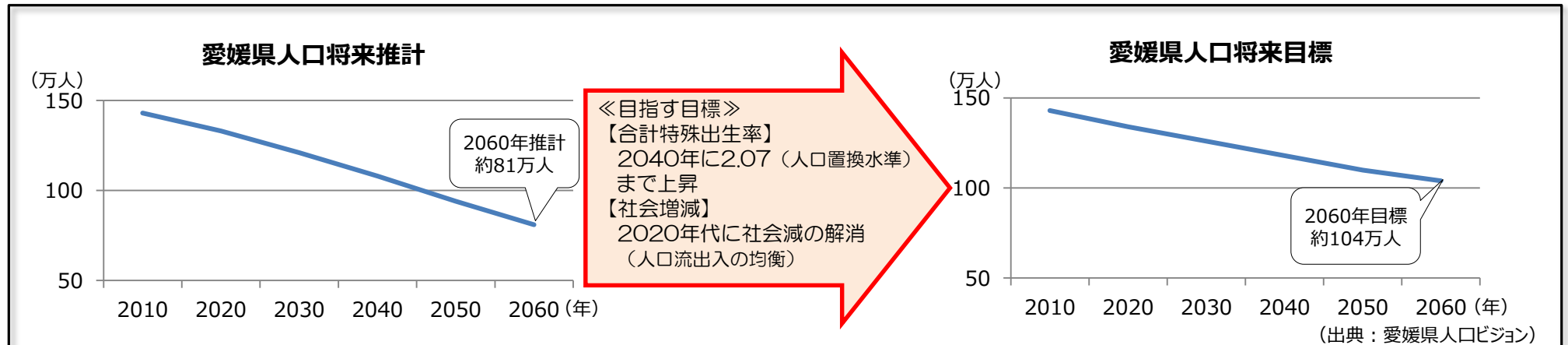
愛媛県では、「愛媛県人口ビジョン」を踏まえた「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種施策に取り組んでいますが、これらの取組みを効果的に推進し、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進めていくためには、国と地方が協働し、同じベクトルで地方創生に取り組んでいかなければなりません。

本提言は、自治体の独自性の発揮や実需につながる施策・アイデアなど、実効ある地方創生の具体的取組みを行っていくうえで支障となる国の関与や規制の見直し等について、「チーム愛媛」として、現場を知る立場から「地方創生実現に向けた提言」として取りまとめたものです。

本提言が、今後の人口減少に伴う様々な課題への対応の一助となるとともに、地方創生の取組みを加速させるものとなることを期待します。

令和元年 7月

愛媛県行政改革・地方分権推進プロジェクトチーム



愛媛県版 まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、下記の3つの目標と具体的施策を示すことで、県内人口の自然減の歯止め、社会減の是正の着実な推進を図る。

愛媛県版 まち・ひと・しごと創生総合戦略

【基本目標 1】

地域に働く場所をつくる・人を呼び込む

- (1) 産業力の強化と成長産業の育成
- (2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保
- (3) 移住・定住の促進
- (4) にぎわいの創出による交流人口の拡大

【基本目標 2】

出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる

- (1) 若い世代の自立と出会いの支援
- (2) 子ども・子育て支援の充実
- (3) 子どもや親子に安心な環境の整備
- (4) 子育てと仕事の両立支援

【基本目標 3】

元気な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる

- (1) 安心できる環境の整備
- (2) 心豊かに暮らせる地域づくり
- (3) 地域連携による協働のきずなづくり
- (4) 地域を支える担い手の確保

えひめ発の地方創生実現に向けた提言 項目一覧

1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて

(1) 地方創生の取組みを加速させるために

提言 1	地方分権改革に関する提案募集方式の対象拡大	P3
提言 2	地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援・制度の見直し	P4
提言 3	5Gを活用した自治体の施策展開に対する支援	P5
提言 4	最新IT技術を活用した行政運営効率化への支援	
提言 5	サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一	P6
提言 6	地方の創意工夫を生かした自転車関連施策の推進に対する支援	P7

(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し

提言 7	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し	P8
------	-----------------------	----

(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和

提言 8	外国人技能実習制度 2 号職種への「林業・木材産業」の追加	P9
提言 9	地域環境保全の充当対象経費の拡大	P10

(4) 国主導で導入が進められている制度等への財源措置

提言 10	マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築	P10
-------	------------------------	-----

2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために

(1) 産業力の強化と成長産業の育成

提言 11	指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ	P11
提言 12	炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出への支援	
提言 13	事業継承に関する支援の充実	P12
提言 14	海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化	

(2) にぎわいの創出による交流人口の拡大

提言 15	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした外国人観光客の地方への誘客促進	P13
提言 16	中小企業における障がい者アスリートの雇用促進	

3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために

(1) 子ども・子育て支援の充実

提言 17	地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置	P14
-------	-----------------------------------	-----

(2) 子どもや親子に安心な環境の整備

提言 18	高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和	P15
提言 19	学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実	
提言 20	公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ	P16
提言 21	通級による指導の対象となる障がいの種類の見直し	
提言 22	教員の業務負担軽減に関する支援	P17
提言 23	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入	

4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために

(1) 安心できる環境の整備

～平成30年7月豪雨災害を踏まえて～（提言24～26）

提言 24	被災者生活再建支援制度の適用拡大	P18
提言 25	店舗等の非住家の被害認定に係る指針の明確化	
提言 26	防災情報の収集伝達システム整備に係る財政措置の拡充	P19
提言 27	離島航路に係る対象航路の拡大	P20
提言 28	地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止	
提言 29	届出による救急医療病床の設置	P21
提言 30	発達障がい早期支援体制の充実	
提言 31	外国人介護人材の確保に関する各種制度等の要件の緩和	P22
提言 32	原発の円滑な廃炉に向けた各種措置	P23
提言 33	複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可	P24
提言 34	土砂等の埋立て等に係る法制度の整備	
提言 35	国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し	P25
提言 36	ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設及び医療提供体制推進事業費補助金制度等の改善	
提言 37	災害医療従事者の育成に係る財政支援制度の創設	P26

(2) 心豊かに暮らせる地域づくり

提言 38	狩猟者の確保・育成対策	P26
-------	-------------	-----

(3) 地域連携による協働のきずなづくり

提言 39	日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和	P27
-------	---------------------------	-----

1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて

(1) 地方創生の取組みを加速させるために

提言 1

地方分権改革に関する提案募集方式の対象拡大

【内閣府】

現状

- 国が直接執行する事業の運用改善や補助制度が現場の実情と乖離していることを受けた補助率等の見直しについては、提案募集の対象外となっている。
- 過去に提案した案件のうち、国が対応しなかった場合でも、前回とは異なる新たな支障事例がない限り検討の対象外となっている。

提言

- 募集の対象を自治体の事務に限定せず、国や民間が実施する事務についても、制度改正の余地のあるものについては、現に具体的支障事例が無い場合も含めて、提案募集の対象とすること。
- 過去に提案した案件であっても、複数の地方公共団体から提案があった場合や社会情勢の変化により課題が明確になった場合については、新たな課題として改めて検討の対象とするなど、実効性のある運用に向けて提案の内容を拡充すること。

効果

自治体の事務か否かを問わず、現場を知る自治体が改善提案を行い、関係省庁が真摯に検討を進めるよう改善することで、地方が抱える課題の解消につながるとともに、地方創生の取組みを加速できる。

現状

- 地方創生推進交付金の予算措置や同交付金の地方負担分の地方財政措置をはじめとした所要財源はこれまで確保されてきたが、今後も同等以上の財源が継続的に確保されなければ、地方自治体における総合戦略に沿った計画的な事業推進に支障が生じる。
- 国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）のうち、地方創生移住支援事業については、事業主体が都道府県と市町村の両方とされ、財政負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされた。このため、県が管内全市町の移住支援金の給付要望人数に応じて事業を行うことは、県の財政負担が大きく厳しい財政状況の下では困難であり、当該制度を活用して移住支援に取り組もうとする市町村を支援しきれないことになる。
- 地域再生計画については、地方創生推進交付金等の地方創生関係交付金の支出根拠（地域再生法第13条）となっており、交付金申請に伴って地域再生計画の作成が前提となっている。地方創生関係交付金の実施計画は最長5年間の計画であるが、その採択は単年度ごとになされるものであり、事業内容や交付金額等は軽微なものを含め、毎年度変更となる。交付金の実施計画を修正・変更する際は、地域再生計画にもその変更を反映させることが必要であり、軽微な変更であっても報告等必ず事務が生じるため手続きが煩雑となっている。

提言

- 地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に必要な財源を確実に確保すること。
- 地方創生移住支援事業について、市町村の単独申請を可能とすること。
- 地域再生計画と交付金の実施計画は、その内容が大幅に又は完全に一致する性質のものであるため、どちらかを「みなし」計画として一本化を図ること。「みなし」の取り扱いが困難である場合は、地域再生計画の金額欄を削除又は概算とすること。
- また、地域再生計画の内容についても要素事業やKPIなど重要な部分の変更がない限り、地域再生計画の変更申請及び報告手続きを不要とすること。
- 交付金事業の効果検証（実績報告）と、地域再生計画の評価に関する調査の両者も、同じKPIを基に評価しており本質的な内容は重複しているため、一本化を図ること。

効果

- 必要な財源を確保することで、県内各自治体が総合戦略を引き続き強力に推進し、地方創生への波及効果をさらに拡大させることができる。
- 地方創生移住支援事業について、市町村が各自の移住施策に基づいた自由な事業展開が可能になる。
- 同じような事務手続きを一本化することにより自治体側、国側双方で大幅に事務の簡素化を図ることができ、働き方改革に資する。
- 地域再生のための大きな計画に千円単位の金額を記載すること等は馴染まず、計画の変更をたびたび公表することによる地域住民の混乱を避けることができる。

提言 3

5Gを利活用した自治体の施策展開への支援

【総務省】

現状

- ・超高速、超低遅延、多数同時接続という特長を有する5Gは、「産業革命」を引き起こすほどの大きな社会変化をもたらす可能性があり、今から何をするかを明確にし、ビジョンを持っておくことが肝要。
- ・本県では、「5G活用検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、地域課題等を踏まえながら、5Gを活用した県民生活の向上や、地域経済の活性化等に資する施策化の検討を全庁的に開始したところである。

提言

- ・5Gを利活用した自治体の施策展開を後押しするような支援策を積極的に講じること。

効果

- ・防災、農業、経済、医療分野など地方が抱える様々な課題の解決に向けた取組みが期待できる。

提言 4

最新IT技術を活用した行政運営効率化への支援

【総務省】

現状

- ・愛媛県では「行政改革に終わりなし」の認識の下、様々な改革に取り組んでおり、近年、急速に進化しているIT分野においても、AIを活用した会議録の作成支援やテレワークなどを導入しているほか、今年度、県民からの問い合わせに24時間365日対応可能なAIを活用した窓口応答システムやRPA導入へ向けた実証実験を行う予定であるなど、最新IT技術を積極的に活用した行政運営の更なる効率化を目指しているところ。
- ・しかしながら、地域特有の現場目線でのIT活用を進めていくには、導入経費の負担が大きいため、特に財政基盤の弱い小規模自治体が、この流れから取り残されてしまう恐れがあるほか、各自治体に共通する事務のIT化などは、自治体が各々に取り組むのは非効率となるケースもあり得る。

提言

- ・デジタルによる行政の進化を実現するため、自治体間格差が生じないような財源支援策を講じるとともに、モデル事業の拡充による優良事例の発掘・横展開の推進を図ること。

効果

- ・行政運営の効率化が実現し、自治体が地方創生に資する取組みに注力できる。
- ・職員の働き方改革に資する。

提言 5

サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一 【国土交通省】

現状

- 本県では、サイクリングは“健康”と“生きがい”と“友情”を与えてくれるという「自転車新文化」を提唱し、しまなみ海道サイクリングロードを始めとした「愛媛マルゴト自転車道」28コースの整備を国・県・市町が連携して実施。
- 「愛媛マルゴト自転車道」では、車道の左側にブルーラインを整備し、サイクリングコースや目的地を明示している。
- ブルーラインは、本県のほか、広島県、高知県、和歌山県、富山県、京都府、岡山県、茨城県等においても整備を進めている。
- 四国一周1,00kmルートにおいて、四国4県及び四国地方整備局で連携し整備を進めている。

提言

国内外のサイクリストが国内のサイクリングコースを安心して利用できる環境を整備するため、全国で整備が広がりつつあるブルーラインの規格を統一すること。

効果

- わかりやすくサイクリングコースを明示することで、地図を持たなくても、目的地への到達が可能となる。
- 自転車に対する左側走行の喚起と自動車運転者に対する自転車への注意喚起が図られる。

参考1：ブルーラインの規格

- 幅：20cm
- 厚さ：1.5mm
- 色：青（マンセル値10B6/6）
- 材質：溶融式塗料
- 滑り抵抗値を75BPN以上確保（アスファルト舗装と同等以上の抵抗値）
- 路面標示ピクト（距離・方向を明示）を主要交差点及び1kmピッチで設置

・ブルーライン



・路面標示ピクト



現状

- 平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、国土交通省に設置された自転車活用推進本部において、自転車の活用を総合的・計画的に推進するため、14項目の基本方針に即した「自転車活用推進計画」が平成30年6月に閣議決定されたことに伴い、本県でもこれまでの取組みを拡大、深化させるため、平成30年度末に「愛媛県自転車新文化推進計画」を策定した。
- 本県においては、「愛媛サイクリングの日」を創設をはじめ、アクティブシニアスポーツ自転車体験会、子供向けサイクルスクール、女性サイクルユニットによる情報発信など、自転車を活用した新たなライフスタイルの普及・浸透に努めている。
- さらに、台湾「日月潭サイクリングロード」との姉妹自転車道協定の締結、しまなみ海道自転車料金の無料化（期間限定）のほか、四国各県及び国等と連携した四国一周サイクリングの推進に加え、中国・九州地方の近隣県とのサイクリングによる広域連携に取り組んでいる。

提言

- 自転車活用推進計画に基づく地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設などの必要な措置を講じること。
- 瀬戸内しまなみ海道及び四国一周サイクリングルートをナショナルサイクルルートに指定するほか、ブルーラインの敷設や思いやり1.5m運動など、本県独自の自転車施策をモデル事業と位置付けて全国展開を図るとともに、自転車関連予算の愛媛県への重点配分を行うこと。

効果

- 自転車をきっかけとした交流人口の拡大による地域活性化が図られる。
- 自転車が健康、生きがい、友情を育む、本県提唱の「自転車新文化」の推進が図られる。

参考：サイクリングによる広域連携の例

○四国一周サイクリングの推進

四国一周サイクリングルート（1,000km）を設定し、四国4県が一体となって四国一周サイクリングのブランド化に向けた取組みを実施

○愛媛県・広島県・島根県・鳥取県との広域連携

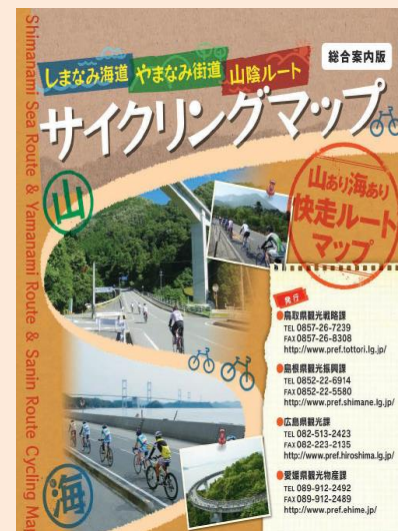
サイクリングを活用した広域連携事業として、各県が推奨するサイクリングルートを接続する広域ルートを設定

- 今治・道後はまかせ海道 [約52.1km]
今治から道後温泉を結ぶルート
- しまなみ海道サイクリングロード [約69.9km]
尾道と今治を結ぶ「サイクリストの聖地」
- やまなみ街道ルート [約187km]
日本海から瀬戸内海まで駆け抜けるルート
- 山陰ルート [約70km]
穴道湖温泉駅から大山を結ぶルート

四国一周サイクリングルートマップ



しまなみ海道・やまなみ海道・山陰ルート サイクリングマップ



(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し

提言 7

自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し

【総務省・国土交通省】

現状

- ローンで自動車を購入した場合、所有者はローン会社等となるが、完済後も所有権の移転登録がなされないケースがあるため、使用者が自動車税を滞納した場合、当該滞納に係る自動車に対して差押えができない。
- 自動車税の滞納繰越件数は全体の約8割を占めており、迅速な徴収手続が求められている。

提言

ローン完済によって実質的に所有権が使用者に移転していると認められるものについて、職権により登録変更の申請ができるよう制度改正を行うか、または、税法上のみなし規定により、当該滞納に係る自動車の差押え（公売を含む）が可能となるよう制度改正を行うこと。

効果

自動車税という地方税の貴重な財源を確保できるとともに、徴収事務の負担軽減・迅速化が図られ、税の公平性が保たれる。

(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和

提言 8

外国人技能実習制度2号職種への「林業・木材産業」の追加

【法務省・林野庁】

現状

- ・ 林業・木材産業の担い手が不足する中、外国人技能実習制度については、農林水産業のうち林業のみが、技能実習2号の対象とされておらず、また、関連産業である木材産業においても同様であり、1年での帰国を余儀なくされている。
- ・ 国の補助事業「緑の雇用」新規就業者育成推進事業においても、技術を習得するのに3年かかるとされており、また、木材産業についても加工技術が高度化する中、1年間での実習は困難であることから、林業・木材産業を技能実習2号職種に追加し、十分な研修を行うことが望ましい。

提言

日本の優れた林業や木材加工技術を諸外国に普及し、産業活性化や環境保全等の国際貢献を図るため、外国人技能実習制度の2号職種へ林業・木材産業を追加すること。

効果

- ・ 日本の優れた林業技術、高性能林業機械を使用した搬出や、コンテナ苗での緑化技術を実習することにより国際貢献と世界レベルでの環境保全が図られるほか、優れた労働安全対策（リスクアセスメント等安全対策や安全用具の使用）を学習することにより、罹災率の低下が図られ、人材の保全に寄与する。
- ・ また、日本における高度な木材加工技術を普及することは、木材需要の拡大による諸外国の経済発展に寄与する。
- ・ 加えて、外国人材の活用による、労働力の確保に寄与する。

提言 9

地域環境保全基金の充当対象経費の拡大

【環境省】

現状

- ・ 地域環境保全基金（財源：国1/2、県1/2）は、地域環境保全に関する県民向け普及啓発事業等を実施するための基金であるが、事業に要する経費であるか否かを問わず、県職員の旅費への充当が認められていない。
- ・ 職員旅費等は県内各地で事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、基金が充当できないことから、職員旅費のみ一般財源で予算措置する必要がある。
- ・ 県議会による予算案や決算の審査の中で、こうした財源の相違やその理由等についても説明する責任があるが、合理的な理由を説明することが困難であり、国の運用根拠も明確でないことから、対応に苦慮している。

提言

地域環境保全基金を活用した事業（例：県民向けの普及啓発事業）を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定すること。

効果

事業に必要な経費はすべて基金を充当することができ、議会等への説明責任を果たすことが可能となる。さらに予算編成の円滑化や予算の執行管理の省力化により、全国の自治体の事務効率化が図られる。

(4) 国主導で導入が進められている制度等への財源措置

提言10

マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築

【内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省】

現状

- 情報連携については、全国共通の情報連携用データレイアウト（データの項目名や種類、順番等を定義）の不備により、住民の利便性向上（添付書類の省略等）が実現できない事務手続が生じている。これについては、平成30年7月のデータレイアウト変更でも解消されておらず、予想外の自治体の事務負担が継続している。また、令和元年6月のデータレイアウト変更において、共通指針に示されていない仕様が示されたことから、新たなシステム改修経費が必要となった。
- 情報連携のために26年度から新たに設置した中間サーバー、統合宛名システム等について、システム更新への対応経費が必要となる。当初構築を国補助で行ったものであり、更新についても同様に国補助が必須。

提言

- マイナンバー制度における情報連携について、現状の不備改善や対象手続の追加等を行う際には、自治体側での事務処理手順まで考慮した全体設計を徹底し、問題の発生を未然に防止すること。
- 情報連携用データレイアウト等の全国共通仕様を変更する場合や情報連携のために新たに設置した中間サーバー、統合宛名システム等のシステム更新について、対応経費の地方への財政措置を講じること。

効果

マイナンバー制度の安定した情報連携環境を実現することで、住民手続の「添付書類の省略」等、住民にとっての制度メリットが発揮できる。

2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために

(1) 産業力の強化と成長産業の育成

提言 11

指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ

【農林水産省】

現状

- ・ 本県は急傾斜地や中山間地域での小規模な生産が多く、また、農家所得の向上のため、需要に応じた多様な販売チャネルによる直接取引や、6次産業化への取組みの拡大など、一律のまとまり要件を満たすことが難しくなっている。
- ・ 県内の指定産地数は、平成15年度の26産地から平成28年度には17産地と大幅に減少し、さらに、平成29年度には、さといもの産地では、共同出荷割合の要件を連続して下回り、事業の対象外となった。

提言

「指定野菜価格安定対策事業」では、農協等への共同出荷割合が全国一律の要件（2/3又は1/2）となっているが、流通が多様化している現状を踏まえ、中山間地域や条件不利地域における小規模産地での共同出荷割合について、地域の実情に応じた低い割合を可能とすること。

効果

流通が多様化している現状を踏まえた制度に改めることによって、消費者への安定供給を図りつつ、農家所得の安定による産地の維持・発展につなげることができる。

提言 12

炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出への支援

【経済産業省・国土交通省】

現状

- ・ 企業の製品開発等に係る支援制度はあるものの、炭素繊維等高機能素材の活用に特化した支援制度は充実していない。
- ・ 船舶素材については、船舶安全法や鋼船規則の中で、不燃性材料や鋼又は鋼と同等の材料等と規定されており、炭素繊維等高機能素材の適用拡大を図るためには、国際海事機関への働きかけが必要。
- ・ 建築材料については、建築基準法により種類および適合規格を定められており、安定的に炭素繊維等高機能素材を建材に適用するには、建築基準法に基づいた構造・耐火両面での迅速な個別大臣認定が求められる。

提言

企業の参入支援の拡充及び人材養成の充実、炭素繊維等高機能素材の船舶素材、建築素材への適用拡大を行い、炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出支援を行うこと。

効果

- ・ 炭素繊維等高機能素材を活用した産業集積が県内に形成されることにより、県内企業の競争力が高まり、産業振興へつながる。
- ・ 船舶への高機能素材の適用により、軽量化が図られ、船員の負担軽減、CO2削減等の効果が期待される。
- ・ 建築材料へ高機能素材を適用することにより、より強度の高い構造が可能となり、さらに現状用いられている金属における錆び等の課題解決へつながる。

提言 13

事業承継に関する支援の充実

【経済産業省】

現状

- ・ 事業承継支援は、成果に至るまで長期間を要するため、安定的かつ継続的な事業承継・世代交代集中支援事業の実施が求められている。
- ・ 経営承継関連保証等の対象者が限定的であり、これから承継に取り組む経営者で経営者の交代が発生していない場合は対象外。
- ・ 経営承継関連保証等の保証料率が一般的な保証と同等(0.45%~1.90%)であり、経営者が事業承継を行う利点を感じられない。

提言

中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継の一層の促進を図るため、事業承継・世代交代集中支援事業を継続的に実施するとともに、その資金供給の円滑化を図る観点から、保証要件の緩和等により支援内容を充実させること。

効果

円滑な世代交代・事業承継を促し、地域経済の維持・発展につながる。

提言 14

海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化

【経済産業省】

現状

- ・ 中国では、『愛媛』の商標出願が近年増加しており、平成30年には、29類（動物性食品等）で2件公告されたことから、それぞれ異議申立を行ったほか、平成31年には3類（化粧品等）と1類（化学肥料等）でも公告されたところ。
- ・ 24類（タオル等）では平成28年に登録されたことが平成30年に判明したが、取消審判請求等に係る費用や証拠収集の労力等を踏まえて、対抗措置を断念した。
- ・ そもそも、中国における商標制度において、公知の外国地名は出願が拒絶されるべきものであるにもかかわらず、方式審査・実体審査を経て公告されたことは、『愛媛』が公知の外国地名として認識されていないと懸念している。
- ・ 特許庁の委託事業により、ジェットロ北京事務所及び交流協会台北事務所に「冒認商標問題特別相談窓口」が設置され、現地法の専門家が個別相談に対応しており、ジェットロ北京事務所では、日本の都道府県名等に関する商標出願・登録状況を年に4回調査しているが、中国において公告された場合、3か月の異議申立期間内に対抗措置を採らなければ登録され、登録後に取消審判請求や無効宣告請求等を行う場合、費用や労力等の負担がかなり大きい。
- ・ 異議申立等の手続きを的確に行うために、個々の自治体が継続して情報収集することは困難であり、諸外国にジェットロ等の拠点を有する国において、2~3か月に1回程度、情報提供を行うことを求める。
- ・ 平成22年に中国で『愛媛/Ehime』を31類・32類で登録したほか、国際的な商標問題に係る対応策の意識啓発等を行っている。

提言

- ・ 主要な地名（都道府県名等）等について、冒認出願されたとしても拒絶されるよう、公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること。
- ・ 広告や登録された場合に、自治体が的確に対応できるよう、定期的に情報提供を行うなどの支援措置を講じること。

効果

- ・ 地名の保護が図られ、地方におけるブランド戦略の推進に資する。

(2) にぎわいの創出による交流人口の拡大

提言 15

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした外国人観光客の地方への誘客促進

【国土交通省】

現状

- ・国では、ゴールデンルートや北海道・沖縄に集中する外国人観光客の地方への分散に向け、新たな広域観光周遊ルートの形成支援を実施。
- ・地方では、新たな周遊ルートの設定と誘客拡大に向けた取組みを進めており、その一環として、全国各地で、鉄道やバス、船舶等の多様な交通手段を組み込んだ割安な周遊パスの認知度向上、販売促進等を進めている。
- ・周遊パスの更なる認知度・利便性向上を図るためには、外国人観光客が航空券を購入する際に、周遊パスも合わせて購入できる仕組みが有効であることから、現在、地方においては、関係する航空会社に対して、機内での周遊パスの販売に向けた働き掛けを行っている。しかしながら、外国人観光客の首都圏等から地方への誘導を促進するためには、東京や大阪等の基幹空港に乗り入れている航空会社への働き掛けが必要であり、地方ごとの取組みでは限界があることから、国が主導して、こうした動きを加速させることが必要。

提言

外国人観光客を広く全国に誘導するとともに、地方での周遊・滞在を促し、地方経済の活性化に資するため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、航空券と全国各地の周遊パスのセット販売等に向けた環境整備を進めること。

効果

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え外国人観光客の更なる来日が期待される中、全国各地の周遊パスの認知度向上や購入の動機付け、利便性向上を通じて、外国人観光客の地方誘導と周遊・滞在を促進することは、地方経済の活性化につながる。

提言 16

中小企業における障がい者アスリートの雇用促進

【内閣官房・文部科学省】

現状

- ・東京2020パラリンピック競技大会に向け、本県ではパラスポーツコーディネーターを設置し、企業によるアスリート雇用に向けた活動を行っているが、地方の中小企業では、資金的な面からアスリート活動に専念できるような環境整備は難しく、雇用につながりづらい状況にある。
- ・特に、本県においては、平成29年に開催された第17回全国障害者スポーツ大会（えひめ大会）で培った競技力や県民の関心の高まりを一過性のものとすることなく継承、発展させていくことを目指しており、地域の実情に合った民間主導型の障がい者スポーツ支援が必要とされている。

提言

障がい者がアスリート活動に専念できる環境を整え、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図るため、中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。

効果

障がい者の社会参加の推進や社会における障がい者への理解の促進など、スポーツを通じた共生社会の実現に寄与する。

3 出会いの場をつくり、安心して子どもを産み育てるために

(1) 子ども・子育て支援の充実

提言 17

地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置

【厚生労働省】

現状

- 平成31年4月現在、県内20市町のうち、19市町が中学校卒業まで入院・通院とも助成を実施しているものの、財政事情等から助成拡大に踏み切れない市町もあり、子育て負担の格差が拡大することも懸念される。
- 住所地によって子どもに要する医療費の負担割合が違う現状は、誰もが同じ負担割合で医療を受けられるという国民皆保険制度の趣旨に反し、保護者の不公平感が生じている。

提言

地方が単独で行っている子ども医療費助成について、少子化対策として義務教育修了までの医療費助成を全国一律の制度として創設し、地方が負担する費用に対し、国が財源措置を行うこと。

効果

- 中学校卒業までの間、住所地にかかわらず子どもの医療費の負担割合が同じ取扱いとなり、保護者の不公平感が解消される。
- 安心して子どもの医療が受けられることで、少子化対策が図られる。

(2) 子どもや親子に安心な環境の整備

提言 18

高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和

【文部科学省】

現状

- ・ 就学支援金の支給期間は最大36月とされており、長期療養などやむを得ない事由により休学した者が、留年後、支給期間を超過して修学することとなる期間は支給対象外とされている。
- ・ 履修単位数についても、単位制で教育課程上74単位を超えて習得する者について、超過分は支給対象外とされている。

提言

高等学校等就学支援金制度に係る支給期間（最大36月）や、履修単位数（上限74単位）について、長期療養などのやむを得ない事由等、個々の事情を斟酌した上で延長・拡大できるよう要件を緩和すること。

効果

個々の事情を斟酌した上で支給期間等を延長・拡大することができるよう要件を緩和することで、生徒が安心して修学することが可能になる。

提言 19

学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実

【文部科学省】

現状

- ・ 公立学校施設整備事業における長寿命化改修事業により、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げているが、1校当たり7,000万円（小規模校は1,000万円）以上の全面的改修が要件であるため、計画的に改修する部分的な工事が対象となっていないほか、高等学校は長寿命化改修事業の対象となっていない。
- ・ 耐震化が終了した学校施設の老朽化が懸念されており、学校施設の長寿命化対策を進める上で、財源の確保が不可欠。

提言

- ・ 学校施設の長寿命化改修事業において、公立高等学校についても、公立小中学校施設と同様に補助対象とすること。
- ・ また、公立小・中学校等施設を含め、対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、計画的な部分的改修も対象とすることで、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにすること。

効果

地方自治体の負担軽減が図られることにより、長寿命化対策を含め、公立学校の施設整備の一層の推進につながる。

提言 20**公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ****【文部科学省】**

現状

交付金の算定基礎となる予算単価については、資材費・労務費などの変動を考慮の上、適宜、改定が行われているが、実際の工事に要する経費と予算単価に依然として乖離があり、実際の施設整備に見合う額が交付されておらず、自治体にとって、実質的な超過負担となっている。

提言

実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること。

効果

実情に合った予算単価への引上げがなされることにより、自治体の負担が軽減され、公立学校の施設整備の一層の推進を図ることができる。

提言 21**通級による指導の対象となる障がいの種類の見直し****【文部科学省】**

現状

- 知的障がい児は、小中学校の通常の学級に在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象外であることから、個々の障がいの状態等に応じた特別の指導を受けることができない。
- 学校現場では、保護者の希望に沿うよう、通常の学級の中で各教師が可能な範囲で個別の配慮を行っている。

提言

知的障がいを通級による指導の対象に加えること。

効果

- 本県では、インクルーシブ教育システム構築という国の方針のもと、多様な学びの場の整備を進めており、通常の学級に在籍する知的障がい児についても、他の障がい種の児童生徒と同様に通級による指導を行うことで平等な教育機会が確保できる。
- 個々の障がいの状態等に応じた特別の指導が可能となることで、多様な学びの場の整備につながるとともに、学校現場の負担を軽減し、子供の成長を願う保護者の期待に応えることになる。

提言 22

教員の業務負担軽減に関する支援

【文部科学省】

現状

- ・ 児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校現場に期待される役割が拡大するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現などを目指した新学習指導要領の円滑な実施も求められている。
- ・ また、部活動指導は、教員の長時間勤務の大きな要因のひとつであり、特に経験のない競技等を指導する場合は、心理的負担も大きいことから、国において部活動指導員の配置について予算措置が講じられたが、中学校に限定したものであり十分なものとは言えない。
- ・ 勤務実態調査の結果から、教員の長時間勤務の実態が看過できない深刻な状況にあり、教員のワーク・ライフ・バランスの向上や自己研鑽の充実、心身の健康維持に資する働き方改革の取組みを強力に推進する必要がある。

提言

- ・ 複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、教職員の定数改善を確実に行うこと。
- ・ スクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員などの支援スタッフの配置促進に向けた実効性のある予算措置を講ずるとともに、国の補助率の引き上げなど補助制度を拡充すること。
- ・ 本県が独自に進めている高等学校における部活動指導員やスクールロイヤーについても国庫補助対象とすること。

効果

公立学校教員の業務負担の軽減、長時間勤務の是正が図られるとともに、部活動を含めた教育の質の確保・向上につながる。

提言 23

児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入

【厚生労働省】

現状

- ・ 婦人相談所等におけるDV相談や児童相談所における児童虐待相談（特に面前DV）は、近年、高水準で推移しており、また、DV被害者が入所の半数以上を占めていることから、母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、入所世帯数は減少傾向にある。
- ・ DV被害者等の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると考えられる。

提言

福祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与すること。

効果

- ・ 相談から施設入所までのワンストップ化が図られ、相談窓口である児童相談所や婦人相談所等と施設が一体となった母子の保護及び自立支援が可能となる。
- ・ 母子生活支援施設入所に至る多様なルートを確保することで、重大なDV事件や児童虐待事件の未然防止につながる。

4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために

(1) 安心できる環境の整備

提言 24

～平成30年7月豪雨災害を踏まえて①～
被災者生活再建支援制度の適用拡大

【内閣府】

現状

- ・ 本県では、被災者生活再建支援法が適用された、平成16年度に発生した風水害や平成30年7月豪雨災害において、同法の対象とならない半壊・床上浸水の被害に対し、県独自の制度で市町と連携して支援金を支給した。
- ・ 同一の災害による被害でも、自治体間で支援金の支給に関する不均衡があり、近年では、平成24年5月に茨城県及び栃木県、同年9月に埼玉県及び千葉県で、それぞれ竜巻による甚大な被害が発生したが、市町村境などで発生した被害では、市町村又は都道府県の全壊世帯数の違いにより、支援対象となる自治体と支援対象とならない自治体が存在した。

提言

- ・ 「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じているため、適用対象とすること。
- ・ 同じ災害で複数市町にまたがる被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者も支援金の支給対象とすること。

効果

大規模災害時に、支援対象の拡充及び自治体間での不均衡の是正がなされ、被災者の生活再建が一層促進される。

提言 25

～平成30年7月豪雨災害を踏まえて②～
店舗等の非住家の被害認定に係る指針の明確化

【内閣府・消防庁】

現状

店舗等の非住家の罹災証明書が、中小企業等グループ補助金、信用保証などの各種支援制度や地震保険の適用に必要となっているにも関わらず、非住家については、被害認定に係る基準が定められていないため、判定に多大な時間と労力が必要となっている。

提言

店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を明確にすること。

効果

各種制度の早期適用が可能となり、店舗等の早期復興が図られる。

提言 26

～平成30年7月豪雨災害を踏まえて③～

防災情報の収集伝達システム整備に係る財政措置の拡充

【内閣府、総務省、国土交通省】

現状

- 平成30年7月豪雨災害においても、交通や通常の通信手段が途絶した場合などにおける災害情報の住民への確実な伝達や収集、県・市町等関係機関間の連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システムの整備が不可欠と認識されたところ。さらに、南海トラフ地震対策を推進するうえで、山間部や島しょ部を多く抱える本県にとっては、多額の経費を要する市町の同報系防災行政無線のデジタル化（特別強化地域である宇和海沿岸5市町では宇和島市、八幡浜市、西予市（一部整備）で未整備。県内全市町では整備済は10市町のみ。）や高機能化は喫緊の課題となっている。
- 刻々と変化する気象状況に対応して避難勧告等を発令する市町に、気象情報を様々な手段で分かりやすく提供していくことも課題となっている。

提言

防災情報の住民への確実な伝達や収集、国・県・市町等関係機関間の連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システム整備や機能強化に係る財政措置を拡充すること。

効果

国が防災情報の収集伝達システム整備や機能強化に対する財政支援を拡充することで、防災情報の住民への確実な伝達や被害状況の把握、応急対策のための関係機関間の迅速・的確な連絡体制の構築が可能となり、多くの県民の生命を守ることができるとともに、減災効果も期待できる。

提言 27

離島航路に係る対象航路の拡大 【国土交通省】

現状

- ・本県の島しょ部における離島航路については、地域の重要な生活航路であるにもかかわらず、他に代替手段のない唯一航路ではないことから国庫補助の対象外となっている航路があり、関係自治体による船舶の無償貸与や運航欠損への補助金支出等が行われている。
- ・人口減少や近隣自治体が架橋で本土と接続されたこと等により利用者の減少が続き、運航欠損が拡大する中、地元自治体の財政負担も重くなり、減便で対応せざるを得ない状況が生じるなど地域住民の生活にも影響が出ている。

提言

地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。

効果

地域の重要な生活航路について、離島航路に係る対象航路の要件を緩和し、国庫補助対象とすることで、海上交通を通学・通院等のために利用する交通弱者の足が安定して確保される。

提言 28

地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止 【厚生労働省】

現状

- ・全国の自治体では、子育て家庭の経済的負担の軽減等を目的に、子どもの医療費の自己負担への補助や、社会的弱者のセーフティネットとして障がい者の医療費の自己負担への補助といった地方単独の医療費助成を実施している。
- ・国は「安易な受療を招き、医療費を増加させる」として、全国で約410億円の国庫負担金等を減額調整している。（未就学児の医療費助成に係る減額調整措置（約75億円）については、平成30年度から解消）
- ・地方が実施している医療費助成の取組みは、本来国策として行うべきものであり、国庫負担金等の減額調整措置は、国に代わって少子化対策等に取り組む地方の努力に反するものであり、財政運営の厳しい国保の財政安定化を阻害している。

提言

地方自治体が子どもや障がい者等に対して独自に医療費を助成した場合、国民健康保険に対する国庫負担金等を減額調整する措置について、全国的に導入が進み標準的となっているものについては直ちに廃止すること。

効果

国庫負担金の減額調整措置を全面的に廃止することで、全国で約410億円の地方負担が解消され国保の財政基盤強化につながる。

提言 29

届出による救急医療病床の設置

【厚生労働省】

現状

- 病床不足から入院を要する重症患者への救急医療ニーズに対応できず、救急医療体制の維持が困難な事例が発生している。
- 救急医療に係る病床等については、厚生労働大臣の同意を得れば、病床過剰地域においても新たな病床を設置できる「特例病床制度」はあるが、大臣同意に時間を要することから支障を来している。
- 診療所の病床については、平成30年度より救急医療に係る病床を都道府県知事への届出により設置できるが、救急告示病院の病床については届出による設置（増床）はできない。

提言

病床過剰地域において、救急医療に係る病床を新たに設置しようとする場合は、地域の実情に合わせ迅速に対応できるよう、都道府県知事への届出による設置を可能とすること。

効果

厚生労働大臣の同意を廃止することで、救急医療を維持するために必要な病床を速やかに整備することができ、地域の実情に応じた救急医療提供体制の安定的な確保が可能となる。

提言 30

発達障がい早期支援体制の充実

【厚生労働省】

現状

- 発達障害者支援法において、市町村は、乳幼児健診等において児童の発達障がいの早期発見に十分留意する責務が課されている。
- しかし、法定の1歳半健診や3歳児健診のみではその発見が困難な場合もあること等から、5歳児においても健診や相談を行う動きが全国的に広がりを見せているが、財政支援策が講じられていないことから、一部の自治体にとどまっている。

提言

5歳児健診における発達障がいの発見に係る取組みの経費を国庫補助事業に位置付け、発達障がいの早期発見に係る取組みを強化すること。

効果

- 早期に適切な支援を受け周囲の環境が調整されることで、健全な自己肯定感の形成と二次障がいを防ぐ効果が期待される。
- 発達障がいの早期発見について一義的な責務を持つ市町村の取組みを支援することで、保護者が安心して子育てができる環境整備につながる。

現状

- 外国人介護人材の受入れは、経済連携協定（EPA）、「入管法に基づく在留資格『介護』」、「技能実習制度『介護職種』」に加え、平成31年4月からは新たな在留資格「特定技能1号『介護職』」が追加されるなど、今後、全国的に外国人介護人材の活用が一層加速化する見込み。
- 外国人介護人材の受入れに当たり、各種制度の趣旨に沿った適正な対応が必要であるが、不足する介護人材の確保に繋げるためにも、外国人介護人材を地方であっても確実に受け入れできる仕組みづくりや、受入れの拡充に向けて、各種制度の受入れ要件の緩和をはじめ、介護福祉士国家資格の取得促進や、日本語や介護技術習得等に対する環境整備を進めていく必要がある。

提言

- 外国人介護人材が都市部のみに一極集中しないよう、全国的に受入人数等を調整できる仕組みを構築すること。
- 経済連携協定（EPA）の各国の受入人数枠を拡大するとともに、ミャンマーをはじめとする東南アジア各国など受入対象国も拡大すること。
- 「技能実習生」や「1号特定技能外国人」が介護福祉士国家資格を取得するために必要となる実務者研修（450時間）の受講支援を行うこと。
- 外国人介護人材が国家資格を取得しやすくするため、国家試験において英語等での受験を可能とすること。
- 外国人介護人材が受入施設等で安心して研修等に専念できるよう、日本語や介護技術等の習得支援をはじめ、生活面での相談支援等のサポート体制の一層の充実を図ること。

効果

- 受入人材の都市部への偏在を防ぎ、各種制度による受入人数の拡大と、受入人材の資質向上を図ることにより、介護現場における介護サービスの向上と、本県における良質な介護人材の確保につながる。

現状

- 我が国では伊方発電所と同型の加圧水型原子炉の廃炉実績はなく、初めての経験となることから、様々な課題が出てくるおそれがある。
- 原発の廃炉・解体に伴い発生する廃棄物のうち9割以上は放射性物質を含まない一般の産業廃棄物であるが、原発から発生する廃棄物というだけで再利用や処分が困難となることが予想される。また、低レベル放射性廃棄物は、放射能レベルに応じて浅地中トレンチ処分、浅地中ピット処分、余裕深度処分を行うこととされているものの具体的な処分先が決まっていないなどの課題があり、円滑に廃炉が進まないおそれがある。
- 原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動させることが必要となる。しかしながら、使用済燃料の保管については、各原発の使用済燃料プールが、数年で満杯になるものが多く、さらに、プールが満杯になっても持っていく所がないという、逼迫した状態である。これは、六ヶ所再処理工場が稼働していないこと、高レベル放射性廃棄物の最終処分場がいまだに決まっていないことなどが原因である。

提言

- 安全な廃炉にはさまざまな分野の技術の集積が必要であることから、加圧水型原子炉に広く適用できる廃炉技術研究を伊方発電所において実施すること。
- 原発の廃炉・解体等に伴い発生する廃棄物等の処分については、発生者責任という原則を基本に、原子力事業者が取り組みを進めることは当然であるが、安全性や必要性について、国民に対して十分な説明に努め、理解を深めていくなど、エネルギー政策を司る国として積極的にサポートすること。
- 原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動することが必要となることから、原子力発電をエネルギー政策の柱としてきた国は、使用済燃料の保管、中間貯蔵、再処理、高レベル放射性廃棄物最終処分に対して、前面に立って取り組むとしているが、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。

効果

- 四国電力が設置している廃止措置研究に係る検討会に国が参画しているところであるが、より一層、国が積極的に関与することで加圧水型原子炉の廃炉技術が確立される。
- 原発の廃炉解体に伴い発生する廃棄物の処分先が決定されるとともに、使用済燃料の搬出・処理先等が整備されていくことにより、円滑な廃炉が進められる。

提言 33

複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可

【環境省】

現状

- 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業については、自治体ごとの許可を要することとなっていることから、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要し、事業者にとって事務手続や経費にかかる負担が大きい。
- 行政処分を行う場合、他の自治体の行政指導状況等も把握する必要があるが、情報収集が困難であり、効率的な事務手続となっていない。

提言

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合の当該許可については、主たる事務所を所管する都道府県を經由して、環境省（地方環境事務所）が行うこと。

効果

- 事業者にとって書類作成に係る業務負担及び経費（手数料）の削減を図ることができるとともに、自治体にとっても、事務負担の軽減を図ることができる。
- 廃棄物処理法違反の発覚時等において、国主導のスピーディーな対応が可能となる。

提言 34

土砂等の埋立て等に係る法制度の整備

【環境省】

現状

- 本県では、建設汚泥を「土砂」と称して不法投棄した事件を契機に、不適正な土砂等の埋立て等を規制するため「土砂条例」を平成12年に制定・公布している。同様の条例を制定しているのは、本県を含め18府県にとどまっている。
- 条例制定後も、県外からがれき類が混入した土砂等が持ち込まれた事案や、事前の届出と異なる土砂等が持ち込まれた蓋然性が高い事案が発生している。
- 地方自治法による条例罰則の上限規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が存在するため、抑止力が十分に発揮できていない。

提言

- 県域を越えて土砂等が移動し、埋立て等に使用されている実態を踏まえ、次の内容を規定した土砂等の埋立て等の適正処理に関する法律を制定すること。
- ① あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、土砂等を発生させた側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み
 - ② 土砂等の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準
 - ③ 不適正な処理を行った者に対する罰則（法人重課を含む）

効果

全国統一的に、土砂等の発生から埋立て等の一連の流れにおいて、適正処理を推進することが可能となる。

提言 35

国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し

【農林水産省】

現状

- 国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事完了公告における全ての区間の工事完了の日の翌年度」から8年が経過していない場合は、受益地の農用地区域からの除外が原則として禁止されている。
- 大規模な国営土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を画して工事期間が何期にも及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点と、全ての区域の工事完了公告時点とに大きな時間差が生じる。
- 区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないため、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。

提言

長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果が発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。

効果

農業情勢・社会情勢の変化等の実態に応じた土地利用が進めやすくなる。

提言 36

ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設及び医療提供体制推進事業費補助金制度等の改善

【厚生労働省】

現状

- ドクターヘリの運航に係る国庫補助制度としてドクターヘリ導入促進事業（医療提供体制推進事業費補助金）があるが、格納庫の確保に係る費用については補助対象外経費とされている。
- 国はドクターヘリ導入促進事業について100%配分したとはいえ、補助金全体の交付率は75.5%に止まっており、ドクターヘリの運航費を確保するには、他の事業を削減し充当せざるを得ない状況。
- 医療提供体制推進事業費補助金は、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、補助金総額が補助基準額を大幅に下回る状況が続いており、事業の縮小や中止、県費での補填を余儀なくされている。

提言

- 地方の財政負担が大きいドクターヘリの運航に係る財政措置を充実すること。
- 医療提供体制推進事業費補助金について、ドクターヘリ導入促進事業はもとより、その他の事業についても、補助基準額に応じた交付が確実になされるよう、法律補助とするなど、補助金制度の改善を図ること。
- 同補助金の多くの事業が地域医療介護総合確保基金に移行されたことから、同基金の配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。

効果

補助基準額に応じた予算額を確保することで、ドクターヘリ導入促進事業及びその他の事業について、地方に対する過重な負担の解消につながる。

提言 37

災害医療従事者の育成に係る財政支援制度の創設

【厚生労働省】

現状

- 東日本大震災以降、DMAT及び医療救護班に対する期待・関心は高まってきているが、平成28年熊本地震では、発災直後から救護班の支援開始まで、DMATの活動が長期化したことや、橋梁や主要道路が損壊することにより、被災地外からの支援に混乱が生じるなど、DMATの拡充や地域バランスを考慮した体制整備が大きな課題となっている。
- 本県では、国が実施する日本DMAT養成研修を活用して計画的なDMATの育成に取り組んできたが、受講枠に限りがあること（愛媛県は年3回の受講枠）や、県外での受講は受講者や所属病院に負担が大きく、DMATの拡充等が困難な状況。
- また、日本DMATを保有する医療機関は、DPC制度（包括医療費支払制度）の加算項目の対象となっており、平時から携行機材の整備や研修・訓練の参加等に係る経常的な費用の負担軽減が図られているが、都道府県DMATを保有する医療機関は加算項目の対象外となっている。

提言

- 地域で持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。
- DPC制度（包括医療費支払制度）の地域医療指数の加算項目に、「都道府県が要請するDMATの保有」を加えること。

効果

都道府県によるDMAT養成研修や技能維持研修等の実施により、災害医療従事者等を確保し、大規模災害時の円滑な対応が可能となる。

(2) 心豊かに暮らせる地域づくり

提言 38

狩猟者の確保・育成対策

【農林水産省】

現状

有害鳥獣の捕獲を担う狩猟者は、全国的に高齢化が進展しており、今後、狩猟者の確保対策を講じなければ、狩猟者の減少に伴い地域の捕獲体制が崩壊しかねないと懸念される。特に、狩猟免許の保持では、様々な経済的負担が必要となることから、今後、狩猟免許の継続的な保持や新規の取得を促すためには、狩猟者の負担軽減が喫緊の課題となっている。

提言

狩猟者の負担軽減を図るとともに、捕獲のインセンティブを高めるため、有害鳥獣捕獲に取り組む者に対して鳥獣被害防止総合対策交付金の対象とならない保険料、診断書等の経費を支援する仕組みを創設すること。

効果

狩猟者の負担軽減が図られるとともに、捕獲のインセンティブを高める仕組みが創設されることで、狩猟者の確保並びに有害鳥獣の捕獲が促進され、農作物等被害の軽減が期待できる。

(3) 地域連携による協働のきずなづくり

提言 39

日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和

【農林水産省】

現状

[日本型直接支払制度共通項目]

- ・ 高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なることから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。

[個別項目：中山間地域等直接支払制度]

- ・ 中山間地域等直接支払制度では、平成28年度に協定農用地面積が15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定で集落戦略を策定した協定について返還規定の見直しが図られたが、本県においては77%の協定が15ha未満（872協定中666協定）であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保要件があるため県内では当該加算に取り組む協定がなく、高齢者は将来の不安や集落への負担を心配し、参加をあきらめるものが多い。
- ・ 農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設（店舗、作業舎、倉庫等）への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。

提言

[日本型直接支払制度共通項目]

- ・ 高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間（現行5年）について、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。
- ・ 人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始（認定）年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。

[個別項目：中山間地域等直接支払制度]

- ・ 中山間地域等直接支払制度について、高齢者が参加しやすいよう多面的機能支払交付金と同様に、返還義務を廃作部分（個人部分）のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。

効果

- ・ 集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことにより集落間連携が促進される。
- ・ 制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。